



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 健康よもやま話

#### 【第五回】

#### トクホのキキメはあなた次第の巻

最近、お昼にコンビニで買ったヨーグルトを食べていると、「それトクホですよ！」と後輩の女の子に言われ、どれどれとパッケージをよく見てみたら、なるほど何だかよく分からないけどバンザイマークが付いている…。そういえば、お茶のCMや調理油のCMなどで、たびたび耳にする「トクホ」っていったい何？



【トクホマーク】

「トクホ」とは特定保健用食品の略で、国(厚生労働大臣)が健康への効果を表示することを許可した食品、いわば国がお墨付きを与えた健康食品のことをいいます。

近年の健康ブームで、ドラッグストアやスーパー、通販等でさまざまな健康食品が販売されています。しかしそのなかには、効果が疑わしいもの、有害な成分を含んでいるもの、法外な値段のものが混在しているのも事実です。そこに登場したのが「トクホ」で、国がその健康食品の安全性と有効性について審査を行い、その審査をクリアしたものだけが、左のバンザイマークを付けることが許されるわけです。現在許可されたトクホは681品目(平成19年4月17日現在)あるそうです。

でも、ほんとうにトクホは効くのでしょうか？この点トクホとして認められるには、試験管や動物による実験だけでなく、人間での臨床試験によって効果や目安となる摂取量を証明する必要があり、申請する企業にとっては非常にハードルが高いものになっているようです。また、安全性についても同様の試験が必要とされています。つまり有効性と安全性について科学的根拠を確認したものが申請され、専門家により審査されて許可されたものであるという点で、摂取の仕方いかんでは効果が期待できそうです。

またトクホは、「おなかの調子を整える食品」、「コレステロールが高めの方の食品」、「血圧が高めの方の食品」、「血糖値が気になり始めた方の食品」、「血中中性脂肪、体脂肪が気になる方、コレステロールが高めの方の食品」等、効果によって分類がなされていますので、商品の注意書きをちゃんと読んで自分に合ったものを選択する必要があります。

さらに、トクホを一度にたくさん食べたり、それだけを食べ続けたりするのでは意味がないようです。トクホには摂取量の目安や、摂取すべきタイミング等も表示されていますので、これをよく読み、そのとおりに摂取しないと、財布を痛めたほどの効果が得られないというのです(トクホは他の食品に比べて値段の高いものが多い)。何事もバランスが肝要ということでしょう。

なお、(財)日本健康・栄養食品協会のHPにはトクホ商品一覧が掲載されています。  
(<http://www.jhnfa.org/>)

なかむら のりこ  
(中村 慎子)

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

## Question (ゴルフ会員権の貸倒処理)

当社は、3年前に預託金制のゴルフ会員権を業者を通じて700万円で購入しました。先般、ゴルフ場経営会社が民事再生法の適用を受け、預託金の額面金額800万円のうち300万円が切捨てられました。

この場合、税務上の貸倒損失の金額はいくらになりますか。

## Answer

預託金制のゴルフ会員権につき預託金の一部切捨てがあった場合には、その切捨てられた部分の金額は、原則として、切捨ての事実が生じた事業年度において貸倒損失として損金の額に算入されます。

ただし、ゴルフ会員権を預託金の額面金額以下で取得している場合には、帳簿価額と切捨て後の預託金の金額との差額が限度となります。

従って、ご質問の事例の場合、税務上の貸倒損失の金額は、200万円となります。

## 解説



預託金制のゴルフ会員権は、優先的施設利用権と預託金返還請求権の2つの権利を合わせもつ契約上の地位とされ、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産手続開始の決定等の事実により預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化した場合には、その顕在化した部分については、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることができます。

ご質問の事例では、民事再生法に基づく再生計画の認可決定により、預託金返還請求権の一部が金銭債権として顕在化し、その一部が切捨てられたと考えられるため、原則としてその切捨てられた300万円が貸倒損失として損金の額に算入されます。

ただし、ゴルフ会員権を預託金の額面金額以下の700万円で取得しているため、700万円(帳簿価額)と切捨て後の預託金の金額500万円との差額である200万円が税務上の貸倒損失の金額となります。

なお、ご質問の事例のような再建型の倒産手続きでは、通常、会員契約は解除されないため、預託金の一部が切捨てられた残りの部分については、預託金返還請求権が金銭債権として顕在化したとはいえません。従って、この残りの部分については、税務上貸倒引当金の対象とはなりませんので注意が必要です。

## 根拠条文等

法人税法 第22条3項 (各事業年度の所得の金額の計算)

法人税基本通達 9-6-1 (金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

法人税基本通達 9-7-12 (資産に計上した入会金の処理)

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで